児童扶養手当の届出

現

です。該当者には7月末~8月 月中に現況届けの手続きが必要 児童扶養手当の受給者は、 況 届 8

●手続きに必要なもの

上旬に案内を送付しました。

◇児童扶養手当証書(交付され ている人のみ)

◇印 章 ◇養育費等に関する申立書 ◇世帯全員の住民票の写し

場合があります。 書・申立書の提出が必要になる ※その他、必要に応じて証明

中 由 届 出 書部支給停止適用除外

書の手続きが必要です。 後、一定期間を経過した人は、 を同封します。 一部支給停止適用除外事由届出 児童扶養手当の受給資格認定 現況届の案内に届出書等

●手続きに必要なもの

◇印 ◇児童扶養手当一部支給適用除 外事由届出書

じめ電話で問い合わせください

●問合せ先 収税課

金額がわからない人は、

あらか

※納税通知書等を紛失し納める

◇一部支給停止適用除外事由に 関等利用証明書・医師の診断 当たることを証明する書類 (雇用証明書·求職活動支援機

給額を決定するために必要です ※どちらの手続きも、手当の支 忘れずに手続きをしましょう。

●問合せ先

47 1042 子育て支援課育児支援係

夜間の納税 相 談

税の納付や相談にこられない人 は利用してください。 平日の昼間に仕事などで、 市

とき

◇8月31日 (火)

◇9月30日 (木) 午後5時15分~8時

午後5時15分~8時

ところ 市役所収税課窓口

健康保険税 固定資産税、 ●取り扱い税目 個人市県民税、 軽自動車税、 国民

ど納付額がわかる書類 ●持参するもの 納税通知書な

費用の計震診断・

対 象

された建物 昭和56年5月31日以前に建築

予定戸数

◇耐震診断

一戸建ての住宅以外 一戸建ての住宅

◇耐震設計・改修 一戸建ての住宅

 $\frac{1}{P}$

募集期間

完了したものに限ります。 かった場合は申込み順とします ます。また、予定戸数に満たな 8月10日 (火) ~31日 尚、設計については「診断 申込み多数の場合は抽選とし 改修については「設計」 火

●申込み・問合せ先

清掃センター情報

して排出してください。 提灯のかさなどは、不燃ごみと ●不要になったお盆用品の処理 針金が使用してある造花や盆

ありません ●木製家具類は、不燃ごみでは

ている状況が見受けられます。 みとしてごみ集積所に排出され 最近、木製の家具類が不燃ご



60 m以下に小さくした上で、指 て処理をしてください。なお、 市の有料収集サービスに予約し ません。粗大ごみとしてリサイ ごみとなり、不燃ごみではあり 排出することもできます。 付けた場合は、可燃ごみとして 定袋に入れるか束ねて収集券を クルセンターに直接搬入するか 木製の家具類は可燃性の粗大

●毎月第3日曜日

●問合せ先

清掃センター

リサイクルセンター

(**5**45 - 8626)

42 - 3803)

≪家庭系ごみの受入れ≫

8月15日 (午前9時~正午)

地域の子育てを応援し 子教室(月·木:Tel45 上道教室(火·金:Tel42-3523) (水・土: 1644-4231) 垣教室(火・金: 1645-0039) 外江教室(水・土: 1644-7233)

渡教室

(火・金: 145-5990)

境港市上道町3243 (旧ジュンテンドー跡地)

8 (0859) 44

料

有

広